

## 第18章 ICT活用工事（浚渫工(港湾)）について

### 1 ICT活用工事（浚渫工(港湾)）

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事（浚渫工(港湾)）実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事（浚渫工(港湾)）」の対象工事である。

### 2 定義

(1) ICT活用工事（浚渫工(港湾)）とは、建設生産プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、この一連の施工をICT活用施工という。

対象は、ポンプ浚渫、グラブ浚渫、バックホウ浚渫とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICTを活用した施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

### 3 ICT活用工事（浚渫工(港湾)）を適用する範囲

受注者は、ICT活用施工を行う希望がある場合は、契約後、施工計画書の提出までに具体的な工事内容及び対象範囲を発注者へ協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事の施工を行うことができる。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

### 4 ICT活用工事（浚渫工(港湾)）の施工

(1) 受注者はICTを用い、以下の施工を実施する。

ア 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）」に基づき、マルチビームにより、測量を行うものとする。

イ 3次元設計データ作成

受注者は、3次元設計データの作成を行い、このデータと4(1)アにより得られた3次元データを用いて、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）」に基づき、数量計算を行うものとする。

ウ ICTを活用した施工

4(1)イで作成した3次元データを用い、施工を実施する。

エ 3次元出来形管理の施工管理

受注者は、浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）」に基づき、出来形管理を行うものとする。

オ 3次元データの納品

4(1)エにより確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(2) 受注者は、上記4(1)の施工を実施するために使用するICT機器類を調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。なお、使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

また発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

- (3) 受注者は、上記4(1)で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督員に提出すること。

## 5 その他

- (1) ICT活用工事における施工については、設計変更の対象とする。
- (2) 受注者は、共通仕様書（土木工事編I）1-1-25 工事完成検査 2.(1)竣工図（出来形図）について、ICTを用いて施工した範囲については提出を省略し、3次元モデルを復元可能なデータを提出することとする。
- (3) 受注者は、当該施工について施工合理化調査またはアンケート調査を行う場合はこれに協力すること。  
なお、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
- (4) 受注者は、本章記載事項に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。